

○ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅について

1. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の関係について

① 有料老人ホーム

- ・老人福祉法第 29 条第 1 項において、「老人を入居させ、「入浴、排せつ若しくは食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の家事」「健康管理」のサービスを提供（いずれか1つでも提供していれば該当）する施設」として定義されており、事業開始前に県への届出が必要となる。
- ・「茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針（茨城県における有料老人ホームの設置及び運営に関して事業者が遵守すべきルールとしての指導基準を示したもの）」が適用される。

県HP ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 高齢者福祉 > 高齢者福祉施設 > 有料老人ホームについて
> 有料老人ホーム指導指針関係

② サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

- ・高齢者の居住の安定確保を図る観点から、質の高い高齢者向け住宅の供給の促進を目的とし、平成 23 年 10 月の高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の改正で制度化された登録制度。状況把握サービスと生活相談サービスの提供が必須である。
- ・上記の必須のサービスに加えて、「①有料老人ホーム」に記載されているサービス（介護、食事の提供、家事、健康管理）のうち1つでも提供していれば、そのサ高住は、有料老人ホームにも該当するサ高住ということになる。
- ・サ高住として登録された場合、有料老人ホームとしての登録、変更、廃止の手続きは不要。
- ・有料老人ホームにも該当するサ高住については、茨城県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部（職員の配置、運営、サービス、利用料、契約内容、情報開示等）が適用される。
- ・国の補助制度がある。

（サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 <http://www.koreisha.jp/service/>）

2. 職員の配置、サービスの提供について

① 適切な職員の配置について

- ・入居者の人数や要介護度、提供するサービス内容に応じて職員を配置する。
- ・介護保険事業所と兼務する職員については、勤務表で勤務時間を明確に分ける。

② サービスの提供について

- ・提供するサービスについては、契約書に明記し、入居者には、入居時等に内容をよく説明する。
- ・住宅として提供するサービスと介護保険サービスとして提供するサービスを明確に分ける。
- ・入居者には、入居している住宅の運営事業者以外の事業者のサービスを選択する自由がある旨を説明する。

3. 事故報告書の提出について

- ・骨折等、重大な事故が発生した場合は、県への報告を要する。

【通知・報告書様式】 **県HP** ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 高齢者福祉 > 高齢者福祉施設
> 有料老人ホームについて > 有料老人ホーム指導指針関係

→ 有料老人ホームにおける事故報告について ※ サ高住を含む

【提出先】 茨城県 保健福祉部 長寿福祉推進課 介護基盤整備担当

TEL : 029-301-3321 FAX : 029-301-3348